

第17回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1. 日時：平成17年7月26日(火) 13:00～15:50
2. 場所：三田共用会議所第4特別会議室
3. 出席者：井上眞理委員、手島忠委員、徳江陞委員、夏目智子委員、日和佐信子委員、松本聰委員、萬野修三委員、渡邊紹裕委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、佐藤洋一専門委員、高橋英三専門委員、武田恭明専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、深見元弘専門委員、松井徹専門委員、

4. 議事

- (1) 独立行政法人水資源機構の平成16年度業務実績に対する意見について
- (2) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて  
(農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所)

5. 議事概要

- (1) 独立行政法人水資源機構の平成16年度業務実績に対する意見について  
資料に沿って、水資源機構PTから「水資源機構の平成16年度業務実績に係る国土交通省独立行政法人評価委員会へ提出する意見」原案について説明が行われ、承認された。

質疑の状況は以下のとおり。

- ・ コスト縮減について、具体的な影響について評価分析するとのことであるが、取り組み状況はどの程度であるのか。

これに対して、水資源機構PTから以下のとおり説明を行った。

- ・ 平成16年度のコスト縮減については順調に進み始めたと評価しているが、今後も順調に取り組まれるかについて引き続きモニタリングを実施する必要があることから、「今後も評価分析を進める必要がある」との表現とした。

- (2) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて

(農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所)

大臣官房文書課課長補佐及び関係各課長から資料に沿って説明を行った後、委員全員から意見聴取を行うとともに全体意見交換を行った。

意見の状況は以下のとおり。

- ・ 種苗管理センターは、品種登録制度により新品種の育成者の権利を保護し、育種の振興を図るため必要な業務を行っており、知的財産の保護という大きな仕事を行っている。  
知的財産の保護については、知的財産推進計画に沿って、国を挙げて集中的に実施しているところであり、植物新品種についても、栽培試験や品種保護Gメンにより、育成者の権利が適切に保護され、新品種の開発・普及を通じて食料の安定供給にも大きく貢献している。  
栽培試験は、種苗法に基づき農林水産大臣が種苗管理センターに行わせるものであり、国の関与が不可欠であることも、特定独法が必須である理由のひとつと考えている。
- ・ 今回の見直し対象法人について、公権力の行使という観点から、現在の社会的常識からすれば特定の維持が適当。  
一方で、時代の要請により、中長期的には検討していくことが必要。
- ・ 特定か否かは、国民の生命・財産の保護、公権力の行使、食料安全保障、国際的業務の実施、国家公務員の身分を有しないとした場合の受益者への影響（支障）という観点から、種苗管理センターは資料のとおりで良い。公権力の行使が強く出ているが、国家公務員である必要性は少し説明不足。公権力を伴わない業務については、外部委託を促進することが必要。  
家畜改良センターも素案のとおりで良い。同様に外部委託を促進することが必要。  
消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所については、食の安全行政という共通の視点から統合を検討すべきではないか。業務の性質上困難であってもマネジメント力があれば可能。  
また、地方事務所も共通しているものについては統合が必要。
- ・ 今回の見直し対象法人は、法律違反に対する罰則などの措置、公権力の行使をすることとなるため、当面は特定の維持が望ましい。  
消費技術センターについては、食の安全・安心業務を実施しているが、食の安全は国民の関心が高く、国民の要請に応えるためにはセンターの価値は高い。しかし、このままの形態でよいかと言えば、絶え間なく見直しを実施することにより、社会的、国民的な要請に応えているか検討することが必要。  
肥飼料検査所、農薬検査所の統合については、それぞれが異なる役割・業務を担っており、一律に統合するという方針には反対。役割・業務を踏まえて検討する必要があるが、法人発足からわずか4年で拙速に統合することは疑問。
- ・ 国と民間では、税金を財源にしているかどうか異なっており、求められる公開性公平性が決定的に異なる。事務の内容により特定を判断する必要があり、農薬検査所及び肥飼料検査所は許認可に繋がるので、特定維持が必要。

それぞれの組織は理由があって独立しているのであって、統合は簡単にはできない。農薬検査所は書類審査、肥飼料検査所は有機物の検査など、業務が全く異なり、両者の統合は安易な発想。農薬検査所は施設を建て替えたばかりであり、統合によるコスト削減が見込めるか疑問。アウトソーシングは積極的に検討する必要があるが、仕様書の作成等、新たな作業が発生するので、コスト削減ができるのかを検討することが必要。

家畜改良センターについて、山羊、めん羊に係る業務は中止するとのことであるが、民間では山羊やめん羊の増殖業務は実施していないのではないかと。コストの問題もあるが、民間では取り組めないことを独法で取り組んでいただけたらどうか。検討をお願いしたい。

- ・ 検査業務については、公務員でないと信頼性が担保出来ないのではないかと。家畜改良センターのトレーサビリティ業務等は公務員でないといけないということで、公務員の議論になびきすぎている感じがする。食の安全性、生産性アップについても家畜改良センターの業務を充実する必要はないか。コスト削減のために将来のためにやっておく必要がある業務まで止めてしまっても良いのか。家畜改良センターは、民間とのリレーションが弱いと考えている。畜産業にアピール出来るような見直しも必要だと思っている。
- ・ 独法の性格から長期的なものは難しいとしても、こんな業務を実施している機関が欲しいというような中期的なビジョンを盛り込めないか。中立性や公権力の行使の重要性が強調され過ぎている。例えば、JAS関係や品種保護など、検査業務が、それを実施するための基礎的な業務とセットになっていることについて明確に主張すべきではないか。他の関係する法人等との連携の可能性の具体的な検討をした上で各法人の個別業務の見直しの議論をすべきであろう。肥飼料検査所と農薬検査所の統合について、緊急時の連携に支障が出るとの説明であったが、具体的にどういった問題が生じるのかの説明が必要である。もし、問題が整理できるのであれば改善策を講じることができるし、問題が整理できないなら、現行の組織でも問題であるということになる。各法人の地方組織について、地域性は重要だが、それぞれの地域組織の配置について明確な理由を説明した方がよい。
- ・ 家畜改良センターの関係で、山羊、めん羊については、民間では飼養状況も少ないため、コストの問題もあると思うが、地産地消の期待も高まっているし、需要があるので再検討したらどうか。  
消費技術センター、農薬検査所、肥飼料検査所は、食の安全・安心に対する関心の高まりを受け、これらの機関が分析・調査により得た情報を一元化して国民に提供することが必要であり、統合の検討をすべき。
- ・ 見直しの流れは民間への移行であり、真摯に検討すべき。業務の執行は、客観性が求められる判断と異なっており、外部委託が可能。検査に対する理解が得られないということは、如何に守らせるかであり特定・非特定とは別問題。国民に提供するサービスの

質の問題について、説明が不十分ではないか。

- 重点化、アウトソーシングについて、各法人ごとに出されている結論に異論はない。特定、非特定の違いが分からない。家畜改良センターは交付金が出ないと業務は出来ないため、予算の維持は必要だが、労働者の待遇等が違うのであれば、こうした点も含めた議論をすべきではないか。
- 農水省全体の独法の位置付けに係る戦略性が不明。個別PTの議論では、各法人の方向性や規模が適正かどうか判断不能であり、明示してほしい。  
食の安全を守るための許認可と企業の財産を守るための認証等は業務のステージ、分野が違うのではないか。ステークホルダー別に検査のあり方を見直すべき。農薬検査所の検査は分析に留まらず、書類審査、登録まで含んでいるので、農薬検査所と消費技術センターの分析は全く異なる内容。検査業務とは何かといった資料が必要ではないか。
- 試験研究機関の一本化、第三セクターの統廃合、外部委託、総務部門の統合など、地方の行政改革は進んでおり、方向性としてはこちらのほうではないか。方向性は示されたとおりで良いと思うが、公務員か否かの問題は疑問。公正中立性とか権力の行使が必要なら、法律改正で対応可能ではないか。外部委託も進めていくべきであると考えている。肥飼料検査所、農薬検査所の統合は何故出来ないのか。地方が行政改革を進めているので、国も組織の見直しを検討するべきではないか。
- 種苗管理センターの原原種生産については、特定独法で継続して実施して欲しい。地域農業の重要な作物であるばれいしょ、さとうきびは栄養増殖するため病害虫に侵されやすく増殖率も低い。原原種生産については、新品種の導入から配布まで長期間を要し、病害虫侵入防止のために広大な圃場が必要であるため、民間では担えない。センターが行っているのには、広大で隔離された農場があり、専門スタッフが配置されているという理由がある。  
ばれいしょの原種については、センターから配布された原原種をもとに全国の42%を十勝で供給しており、北海道だけでなく全国にも供給している。種いもの生産農家は規模拡大しているが、生産農家は減少し、一戸あたりの生産面積は増加している。病害虫の発生率が高くなれば、病気株の抜き取り作業に膨大な労力を要することとなり、病害虫に侵された株を抜ききれず侵された種いものが混入すると植物防疫所の検査で不合格となる。更に一般のばれいしょに病害が広がればばれいしょ生産農家にも影響が出て生産量が減少し、国民への食料安定供給が困難となる。10年周期でウイルスが出ると言われていたが、最近では減少してきており、これは、国が環境浄化された原原種を安定供給してきてくれた影響度が大きい。一度病気が出ると種ばれいしょの供給ができなくなるため、無病生産、安定供給にはセンターの役割が欠かせない。今後とも品質の向上と効率的な増殖技術を駆使しながら、コスト削減を図ってもらいたい。
- 今後のスケジュールの説明があったが、去年の総務省評価委員会や有識者会議などと

農水省の評価委員会がどのようにつながり、また、意見交換が行われ、今後、どのように議論され、最終的な評価になっているのかよくわからない。農水省の評価委員会の評価結果を、総務省評価委員会や有識者会議の委員にも十分に理解していただき、両者の結果が分かるようにしていただきたい。

栽培試験や種苗検査については、民間に委ねた場合、社会を混乱させかねないことから、種苗管理センターは国民の生活の安定性に欠かせない法人である。この仕事は難しいため、国が一カ所で責任を持ってやるべき。バイテクブームの頃は県レベルでもいろいろな作物で組織培養による増殖に取り組んでいたが、今はほとんどアップアップしている。原原種も含め、このような業務は独立行政法人、国が責任を持ってやるべき。

特定、非特定のことで分からないという意見や誤解されている委員もいらっしゃるのではないかと。

独法が公務員型であることは、職員のモラル維持のためにも必要であると考えている。独法が公務員型であることが信頼につながり、国民自身も要望しているのではないかと。

- ・ 国民は食品表示問題について関心を持っている。責任を持ってやるということからは、最新の設備を保有し専門的に実施している消費技術センターが実施していることで、国民も納得するのではないかと。食の安全、信頼確保、公正中立に結果を出すという目的からしても、特定独法ということが必要であり、意義がある。公務員型か否かは国民が信用し、職員も検査等の仕事がしやすいということでは公務員型の方がいいと思う。

組織の統合については簡単には難しいが、税の負担軽減等からすれば出来るところは検討をしていただきたい。

- ・ 5つの独法は国の機関として業務をするのが適当であると考えている。食品安全委員会が設置されたように、食品の安全確保は、国の責任として積極的に実施すべき業務を今、何故効率化しなければならないのか。

農薬の登録にあたり、厚生労働省、食品安全委員会で評価を受けるが、根幹となる農薬検査所の登録検査の部分のみ民営化する意味が理解できない。

- ・ 食品の安全確保は国の責務。食品の安全確保の観点からは、業務の重点化は慎重に行うべき。民間では利益追求から実施されないものもある。

肥飼料の検査は、長年培った知識、経験、勘が必要であり、そうした技術者の養成のためにも独法で実施すべき。簡単に民営化・非特定化することには反対。

肥飼料検査所と農薬検査所の統合で削減できるのは管理部門のみ。

具体的なシミュレーションができるまでは拙速な議論は避けるべき。

- ・ 肥飼料の検査は、サンプリングから分析に至るまで高度な技術・経験が必要であり、新たなリスクが増加している中で、確固たる体制で国が行っていくべき。

非特定のメリットは外部資金の導入であるが、立入検査は検査対象から料金を徴収できない。

農薬検査所と肥飼料検査所の統合については、専門性が大きく異なっており、統合し

た際にコスト削減ができるか疑問。新しい施設ができたばかりであり、現時点では統合は考えない方がよい。

- ・ 農水省の独法数は他省庁と比較して圧倒的に多い。数が目立つために統合、簡素化が出来ないかと捉えられるのはやむを得ない。なぜ、多いかといえば生物生命産業を統括するところであるからだが、これを説明しても何にもならない。外に対して説得力のある説明が必要である。これを失うと国家的損失などと言える説明ができないか。戦後、日本は原種、在来種を取られたが、未だに返還されない。これにより、日本の種子産業は崩れてしまった。こうした国家的損失を示すことが必要ではないか。

国民の安全性の確保は国の機関で実施すべきであり、その理由を具体的に示すことが必要。

法人の説明の中で国際的信用について説明があったが、国を代表して発言することになるわけだから、国際的信用の内容について具体的に記述がないと民間で出来ないのかとの議論になる。死守しなければならない部分はあるが、ゆくゆくは公務員に固執する必要はない。出来るところはスリム化していき、「これだけは公務員で実施すべき。」という業務を残し、中長期的には非特定化を視野に入れるべき。

#### 全体の意見交換

- ・ 委員と専門委員の役割、特定、非特定の違いが分からない。ガイドブックのような物を作成して欲しい。

これに対して、大臣官房文書課長から以下のとおり説明を行った。

- ・ 特定と非特定の違いは、国家公務員法の適用を受けるかどうか大きな違い。例えば、兼業の禁止、争議権の有無など。採用については、特定の場合、国家公務員試験の合格者からであるが、非特定の場合はその様なリクルートをするのではなく、独自に採用をすることとなる。
- ・ 運営費交付金が交付されるという点は特定、非特定で違いはない。
- ・ 次回の分科会までに整理をして説明を行うとともに、可能な事項については事前に資料として送付させていただきたい。
- ・ 国際社会での役割としては、Codex、WHOなどの国際会議の場では、他国は同一人物が一貫して対応しているが、我が国は人事異動もあり人的な繋がりが持てない。日本の意見を通すことは交渉も含めて難しい。現実的には独法職員が同行して専門性を補っているところは高く評価すべきである。

- ・ 農林水産省の評価委員会の意見はどこまで通るのか。

これに対して大臣官房文書課長から以下のとおり説明を行った。

- ・ 各省の評価委員会で、専門性のある委員の意見を聞いた上で省としての案を出すとい

うこと。総務省政・独委は専門性ではなく各省横断的な観点から判断している。

(3) その他(今後の予定等について)

事務局から8月2日開催予定の第8回評価委員会、8月23日開催予定の第18回農業分科会等について説明を行った。